

在上海日本国総領事館

## 親族訪問、旅行、私的訪問等日本国査証申請必要書類

(参考まで)

### 1. 申請人本人が準備すべき書類

#### 1. パスポート

中華人民共和国公安部出入国管理局発行の有効使用期限内のパスポートであること。初めて出国申請をする者については、パスポートに必ず出国カードのあること、親族訪問、旅行、私的訪問等の種別が明記されていること；すでに過去に出国したことがある申請者については、パスポートに必ず正式な出入国記録スタンプが押されていること。この場合、出国カードは必ずしも必要ではない。

#### 2. 申請理由書 3部（原本1部、副本2部）

必ず「日本国外務大臣殿」という表現を用いて謹んで書き表す申請理由は、内容は個人個人異なるので、統一的な決まりはないが、客観的事実がわかるように詳しく述べなければならず、二言三言の簡単な陳述では受理されない。申請理由以外には、例えば\*年\*月\*日から\*年\*月\*日まで、というように滞在期間についても明確に申請すること。

注： 申請理由は必ず A4 の白紙を用いて書き、いかなる組織や機関の便箋あるいは公用紙も使用してはならない。申請人はいずれにも必ず日付を記し、署名押印のこと。複数の申請人が同時に申請書を提出する場合は、各人がそれぞれ1部ずつ準備し、1名分の資料をもって2名分としたり、あるいは2名以上の署名や押印をしないこと。

#### 3. 申請人と在日親族の親族関係公証書（原本1部、副本2部、表紙もコピーのこと）

公証書は国内の関係渉外公証所において申請人が作成してもらうこと。公証書は申請人と在日親族の関係を明確に表しているものでなければならず、その有効期限は半年である（査証申請日は公証書の発行された時から半年を超えてはならない）。

#### 4. 申請人の最近の写真（3センチ×3センチ、無帽）3枚（白黒、カラー問わず）

#### 5. 査証申請表 3部（在中国日本国大使館または総領事館にて査証申請受理時に渡される）

#### 6. 親族関係表 3部（在中国日本国大使館または総領事館にて査証申請受理時に渡される）

#### 7. その他の資料

申請人と保証人が各自提出する資料のうち、申請人と保証人が直接面識のあることを示すものがあれば、申請人はその関係を立証する証明材料、例えばやりとりした手紙（封筒も含む）、一緒に写っている写真などもまた必ず提出すること。

## 2 在日保証人が準備すべき書類（原本1部、副本2部）

適任の保証人の確定していることが査証申請のキーポイントとなる。しかも保証人は必ず一定収入あるいは資金のある日本人または永住者でなければ受けることができないので、保証人には以下の保証材料を準備してもらうこと。

### 1. 招聘保証書（滞在予定表を添付のこと）

A. “招聘保証書”は日本語であり、中国語の“招待保証書”にあたる。統一形式があり、保証人は日本国外務省、法務省あるいは在外大使館、領事館などで入手することができる。保証人が日本語で書き入れ、実印を押すこと。

注：(1) 招聘保証書は、1名の被保証人ごとに1枚ずつ記入する必要がある。申請人数が複数の場合には、“招聘保証書査証申請人”を1つの欄を用い“氏名：\*\*\*（他\*名）”の方式で記入し、その後別の1枚の白紙（A4用紙）に“査証申請人名簿”を作成し、その余白に申請人の状況（国籍、姓名、性別、年齢等）を書き、ページごとに保証人の実印を押すこと。

(2) “入国理由”は保証人の自筆でなければならず、申請人と知り合った過程、そして保証人を引き受けた経緯・理由について明らかにすること。

B. “滞在予定表”は、申請人の訪日活動スケジュールと宿泊先の予定である。保証人が別の用紙に自ら日本語で記入し、実印を押すこと。

注：(1) この表には、申請人の上陸日と上陸港、離陸日と離陸港、及び日本滞在期間中の活動内容と宿泊先を必ず明記すること。すなわち日本国入国から帰国までの訪問、宿泊先等の全日程を記すことが要求される。

(2) 日本国在外公館が査証申請受理から発給までに要する時間は、一般的には3ヵ月以上である。したがって、申請人の訪日時期は査証申請日からおよそ3ヵ月以後というスケジュールになる。例えばある者の査証申請が4月1日に日本国在外公館で受理されると、彼の訪日予定日は7月1日頃になるということである。

(3) 日本に滞在できる期間は最長で3ヵ月であり、日程表上の活動内容は、滞在日程の長短に合わせてできるだけ詳細に書かなければならない。具体的には以下のとおりに要求される：（表1参照）

- \* 申請滞在期間を半月とする場合は、毎日の活動スケジュールと宿泊先をきれいに書くこと；
- \* 申請滞在期間を1ヵ月とする場合は、少なくとも2日から3日ごとの活動スケジュールと宿泊先を書くこと；
- \* 申請滞在期間を1ヵ月から2ヵ月とする場合は、少なくとも3日から4日ごとの活動スケジュールと宿泊先を書くこと；
- \* 申請滞在期間を2ヵ月から3ヵ月とする場合は、少なくとも1週間ごとの活動スケジュールと宿泊先を書くこと。

C. 招聘保証書、査証申請人名簿、滞在予定表は必ず別々に作成し、各ページごとに保証人の実印による押印が必要であり、さらにその印鑑は、保証人が提出する印鑑登録証明書上の印鑑と一致していなければならない。資料中の自筆部分の筆跡は必ず一致していなければならない。

## 2. 印鑑登録証明書

保証人の印鑑証明は、保証人がその住所地の市区町村役場にて発行してもらうこと。

## 3. 住民票(謄本)(日本国籍である場合) または登録原票記載事項証明書(=旧外国人登録済証明書)(非日本国籍である場合)

保証人が日本人である場合は、住民票を;保証人が永住者である場合は、登録原票記載事項証明書を提出すること。この両書類共に保証人の住所地の市区町村役場の長の職印のあること。[登録原票記載事項証明書の詳細については3(1)参照のこと]

## 4. 戸籍謄本

保証人が日本国籍であることその他の理由によって日本人の戸籍を持っている場合は、管轄市区町村役場等の長の職印のある戸籍謄本を提出のこと。永住者には戸籍謄本はない。

## 5. 在職証明、営業許可証(コピー)、商業登記簿謄本、確定申告書(コピー)のいずれか

保証人が一般的な被雇用者である場合は、その雇用先の社印、代表取締役印のある在職証明書;保証人本人が代表取締役(法人)である場合は、営業許可証(コピー可)商業登記簿謄本(管轄法務局登記官の職印のあるもの)、確定申告書(コピー可)のいずれかを提出のこと。

## 6. 所得証明書、あるいは納税証明書

これは保証人の直近1年間の収入及び納税状況を示すものことであり、いずれかを選択すればよい。ただし重要なことは、保証人の直近1年間の年度総収入額、すなわち書類中に1年間の“給与所得”あるいは“総所得金額”が必ず明記されていることである。所得証明書と納税証明書は市区町村役場あるいは税務署にて発行してもらえる。どちらの場合も、発行機関の長の職印がなければ無効である。

\*日本側の規定により、源泉徴収票は1992年下半期より使用できないこととなった。

## 7. パスポートのコピー

申請者が直接日本人に招かれて日本へ旅行する場合は、その日本人のパスポートのコピーが必要である。これは、その日本人の中国出入国記録がなければ、彼と申請人の(交流関係に対する)陳述の一致を立証することができないからである。

## 3 在日親族が準備すべき書類(原本1部、副本2部)

### 1. 登録原票記載事項証明書(=旧外国人登録済証明書)

在日親族本人の登録原票記載事項証明書(身分証を意味する)は管轄市区町村役場にて発行してもらえる。注意すべき点は以下のとおりである:

(1) 2名以上の在日親族があり、さらに“招聘保証書”、“申請理由書”などその他の資料中にそれを記すならば、それぞれが登録原票記載事項証明書を準備する必要がある。

(2) 申請人が親族訪問、旅行の査証を申請する場合は、その親族の登録原票記載事項証明書上に当該親族の在留資格が、例えば“留学”、“技術”、“永住者”、“日本人の配偶者等”というように、必ず明記されていること。この他に、例えば：“\*年\*月\*日より\*年\*月\*日まで”等というように、当該親族の合法的な在留期限も必ず明記されていること。

(3) 在日親族は、書類審査時に日本国入国管理局により保証された合法的な在留資格を有するが、その“在留期間”(すなわち査証有効期間)は必ず6ヵ月以上であり、少なくとも3ヵ月はあるはずであり(補足資料を後に示す) そうでないものは無効である。ここで申請人が特に注意しなければならないのは:当該証明書は日本国政府発行のハードカード式の証明書の原本あるいはコピーではなく、1枚の用紙による証明書であるということである。(表2参照)

## 2. 在職証明書、または在学証明書

例えば日本で仕事をしていて、そのうえすでに日本人と結婚している;日本で勉強していて、そのうえすでに日本人と婚姻関係にある等、在日親族の現在の状況がやや複雑である場合は、一般的には書類提出時に、“登録原票記載事項証明書”上の“在留資格”ごとにその類型を裏付ける資料を準備しなければならない。就労に属する在留資格である場合には在職証明書;留学に属する在留資格である場合には在学証明書;日本人の配偶者等の在留資格である場合には戸籍謄本をもって証明される。[(3)参照]

## 3. 戸籍謄本

在日親族が日本人との結婚あるいはその他の理由により日本人の戸籍に入っている場合には、管轄市区町村役場の発行する戸籍謄本が必要である。

## 4. その他の証明資料

在日親族が少々特殊な事情で申請人を日本へ呼ぶ場合には、さらにそれに応じた証明資料の提出が必要である、例えば:

(1) 婚礼参加 招聘人の婚礼への参加等のために在日親族が申請人を招く場合には、婚礼挙行地、婚礼挙行当人の姓名、婚礼挙行時間等の記載された婚礼挙行地の具体的な証明。

(2) 病気見舞いあるいは出産 在日親族の看病、あるいは出産の世話等の理由で申請人を日本に呼ぶ場合には、病院の証明。

在日親族のその他特殊な事情で申請人を日本へ招く場合は、それぞれにそれを具体的に証明する資料が必要である。

## 4 諸注意

1. あらゆる書類の有効期間は発行日から6ヵ月以内です。これは必ず発行後6ヵ月以内に日本国在外公館の査証取扱部署に受理されている必要があることを意味します。書類が無効である場合は、再度新しい資料の提出を求められることになります。

2. 本文はあくまで一般的な状況についての説明であり、これを読んでもなおわからない、あるいは特殊な状況である場合には、本センター相談室にて面談のうえ質問してください。この他、訪日査証申請先総領事館が要求している必要書類は永久に変わらないというわけではないので、万が一変更された場合は、日本国総領事館による新しい決まりが基準となりますので、必ず見てください。
3. 本文はあくまで訪日査証必要書類について触れたものですので、パスポート申請必要書類に関しては戸籍のある管轄公安局出入国管理部門（上海市公安局出入国管理局は漢口路 222 号）にお問い合わせください。
4. 本センター代行部訪日査証代行の受理時間は、毎日午前 9:00 から 11:00、午後 1:30 から 3:30 で、毎土曜、日曜及び祭日は休館となっています。
5. 申請人が日本に就労あるいは留学している配偶者や父母を訪ねるために訪日を希望する場合は、在日親族が直接住所地の地方入国管理局に“家族滞在”（家族同居の意）の“在留資格認定証明書”通称“逆査証”を申請することもできます。この手続に関しては、在日親族に住所地の地方入国管理局に尋ねてもらってください。

翻訳:2000年6月24日  
埼玉県さいたま市南区大谷口 1417 - 8  
加藤麻里子国際法務事務所  
行政書士 加藤麻里子  
URL: <http://www.mao-cjlaw.com/>  
E-mail: [info@mao-cjlaw.com](mailto:info@mao-cjlaw.com)